

社会福祉法人清須市社会福祉協議会地域包括支援センターシステム賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

社会福祉法人清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、清須市から受託した清須市地域包括支援センター業務を円滑に実施するために導入した地域包括支援センターシステム（NDソフトウェア株式会社。以下「現行システム」という。）の契約期間が、令和4年3月31日で終了することから、ソフトウェア及びハードウェアを更新する必要がある。

また、清須市では、令和4年度に地域包括支援センターの2拠点化を計画しており、これにも適正に対応する必要もある。

これらのことから、より優れたソフトウェア及びハードウェアの導入、作業効率の高い運用方法の提案、地域包括支援センターの2拠点化に対応したセキュリティの高いネットワークの構築が可能で、本会と契約を締結する意思のある事業者のうち、業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

社会福祉法人清須市社会福祉協議会地域包括支援センターシステム賃貸借業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

※ 本業務に関わる契約締結は、この契約に係る補正予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

(4) 見積上限額

8,250,000円（消費税及び地方消費税の額並びにリース料を含む。）

（内訳）

- ・ソフトウェアに係る費用（ソフトウェア購入費、ライセンス費、初期設定費など）
- ・ハードウェアに係る費用（ハードウェア購入費、初期設定費など）
- ・ネットワーク構築に係る費用
- ・システム等保守に係る費用
- ・その他諸費用（リース費用、機器等の搬入、設置などに係る費用、現行システムからのデータ移行などに係る費用など）

※ 支払いは、履行期間（60か月）の月払いとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者は、本業務の趣旨を理解し、かつ確実に履行する能力を有する者で、本会との協議、調整が必要なときは誠実かつ柔軟な対応

が可能で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地域包括支援センターシステムの導入、運用等の実績があること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク（Pマーク）の付与認定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続を開始していないこと。
- (5) 清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年訓令第34号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年訓令第3号）の規定による排除措置を受けていないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日等
実施要領等の公表	令和3年10月27日（水）
質問の受付期限	令和3年11月 2日（火）午後5時まで
質問の回答	令和3年11月 5日（金）
参加申込期限	令和3年11月 9日（火）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和3年11月15日（月）午後5時まで
書類審査結果通知	令和3年11月17日（水）
プレゼンテーション審査（※）	令和3年11月24日（水）
プレゼンテーション審査結果通知	令和3年11月26日（金）

（※）新型コロナウイルスの感染状況や本プロポーザルへの参加申込状況等を総合的に判断し、プレゼンテーション審査を実施しないことがある。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。なお、電話や口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和3年11月2日（火） 午後5時まで
- (2) 提出方法
書面（様式は任意とします。）により、件名を「清須市社協地域包括システム質問書」として、電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先
houkatsu@kiyosu-shakyo.com
- (4) 回答
令和3年11月5日（金）までに回答し、併せて、その内容については、原則として本会ホームページに掲載するものとする。ただし、質問の内容によって本企画提案による事業者選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年11月9日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 参加者の事業概要が分かる資料（任意様式） 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先

社会福祉法人清須市社会福祉協議会 清須市地域包括支援センター

（清須市清洲総合福祉センター内）

〒452-0931 清須市一場古城604番地15

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年11月15日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第2号）

イ 企画提案説明書（任意様式）

ウ 見積書（様式第3号）

エ 見積内訳書（任意様式）

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部とし、副本は、事業者名・ロゴマーク等、参加者が特定できる事項を伏せること。）

(4) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで）

(5) 提出先

社会福祉法人清須市社会福祉協議会 清須市地域包括支援センター

（清須市清洲総合福祉センター内）

〒452-0931 清須市一場古城604番地15

(6) 提出に関する留意事項

ア 企画提案書は様式第2号を表紙とし、企画提案説明書は日本産業規格A列4番横書きの任意の様式で、できるだけ簡潔な表現に努め、図や絵を使用するなど見やすさにも留意の上、独自の提案があれば簡潔に記載し、両面10ページ以内（表紙及

び目次は除く) とすること。

なお、次の項目については必ず記載すること。

- (ア) 地域包括支援センターシステムの導入、運用実績等
- (イ) 業務遂行スケジュール及び実施体制
- (ウ) 導入システムの全体構成(システム、機器、ネットワーク等)
- (エ) システムの特徴及び仕様書機能を満たしていない場合の代替案
- (オ) バージョンアップへの考え方
- (カ) 現行システムからのデータ移行に関する考え方や手段
- (キ) 個人情報保護に対する考え方
- (ク) セキュリティ対策に対する考え方
- (ケ) システムやネットワーク等の保守・運用体制及び考え方
- (コ) 障害発生時等のサポート体制及び考え方
- (サ) システム導入時の操作研修や運用サポート体制

イ 見積書(様式第3号)に記載する見積額は、仕様書及び企画提案書に記載された全ての用務を含めた総額を記載すること。

ウ 見積内訳書は日本産業規格A列4番横書きの任意の様式とし、費用ごとに具体的に記載し、積算根拠等についてもできる限り記載すること。

エ 優先交渉権者として選定された場合であっても、見積書の金額がそのまま契約金額となるわけではない。

8 事業者の選定方法

本会が設置する「社会福祉法人清須市社会福祉協議会地域包括支援センターシステム貸借業務公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)」において、「社会福祉法人清須市社会福祉協議会地域包括支援センターシステム貸借業務公募型プロポーザル評価基準(以下「評価基準」という。)」に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案者を優先交渉権者として選定した1者と見積上限額の範囲内で業務仕様及び契約金額を協議した上で、契約を締結する。

協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、契約を締結するが、評価基準を満たさない場合は、選定しないものとする。

なお、新型コロナウイルスの感染状況や本プロポーザルへの参加申込状況等を総合的に判断し、プレゼンテーション審査は実施しないこともある。

(1) 書類審査

参加者が3者以上となった場合、評価基準に基づき、企画提案書等の書類審査を実施し、高い評価を得た3者を選定する。

また、参加者が3者に満たない場合は、全参加者によるプレゼンテーション審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

評価基準に基づき、最大3者によるプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権

者を選定する。

ア 日時

令和3年11月24日（水）（詳細は別途通知する。）

イ 場所

清須市清洲総合福祉センター（詳細は別途通知する。）

ウ 出席者

3人以内

エ 時間配分

各参加者によるプレゼンテーションは20分以内、委員会との質疑応答を10分程度実施する。

オ その他

プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。

(3) 審査結果

書類審査の結果については、全参加者に令和3年11月17日（水）までに電子メールで通知する。

プレゼンテーション審査の結果については、プレゼンテーション審査参加者に令和3年11月26日（金）までに電子メールで通知する。

なお、選定の経緯及び結果に関する問合せや異議は、一切受け付けない。

9 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本会が判断した場合は、失格とする。ただし、本会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 提出書類の提出期限、提出方法、提出先等が遵守されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備がある場合
- (3) 虚偽の申請等により参加資格を得た場合
- (4) 見積書の金額が見積上限額を超過している場合
- (5) その他企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

10 契約の締結

本会は、選定した優先交渉権者と契約締結に必要な協議を行い、改めて見積書の提出を求め、優先交渉権者又はその者が指定するリース事業者と契約を締結するものとする。ただし、リース事業者は「3 参加資格」の(3)から(6)の要件を全て満たす者とする。

11 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めないが、本会の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。
- (4) 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本会から疑義事項の照会を行うことがある。

- (5) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書類の内容については、事前に通知することにより本会が無償で使用できるものとする。

12 問合せ先

社会福祉法人清須市社会福祉協議会 清須市地域包括支援センター（柴垣・松岡）

住 所 〒452-0931

清須市一場古城604番地15

電 話 052-401-0031

ファックス 052-401-0032

電子メール hokatsu@kiyosu-shakyo.com

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）